



伯東が細田工務店＜1906＞株式の大量保有報告書を提出



細田工務店＜1906＞について、伯東が10月11日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「提出者及び発行者との間で、平成28年7月29日付で締結された資本業務提携契約に基づく、双方の事業基盤の強化及び発展を図ることを目的とした政策投資。」によるもの。

報告書によると、伯東の細田工務店株式保有比率は、14.72%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2016年9月30日。